

## ◎社会保障施策関連経費の状況

(地方消費税の引上げ分に係る市町村交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費  
 その他社会保障施策に要する経費)

(歳入)

・地方消費税交付金(社会保障財源化分) 558,745 千円

(歳出)

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 11,176,213 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】 (単位:千円)

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他		うち社会保障財源化分の市町村交付金	
社会福祉	障害者福祉	2,456,178	1,735,208		1,075	719,895	78,700
	高齢者福祉	274,473	20,790	6,000	39,565	208,118	22,752
	児童福祉	2,826,185	1,882,572		113,531	830,082	90,745
	生活保護扶助	1,822,409	1,509,748		21,594	291,067	31,820
	小計	7,379,245	5,148,318	6,000	175,765	2,049,162	224,017
社会保険	介護保険	1,186,709	15,516			1,171,193	128,036
	国民健康保険	883,554	424,121			459,433	50,226
	後期高齢者医療保険	1,517,100	253,279			1,263,821	138,162
	小計	3,587,363	692,916			2,894,447	316,424
保健衛生	疾病予防対策	163,880	1,667			162,213	17,733
	医療提供体制確保	45,725	3,499	35,000	2,000	5,226	571
	小計	209,605	5,166	35,000	2,000	167,439	18,304
合計	11,176,213	5,846,400	41,000	177,765	5,111,048	558,745	

## ◎都市計画税の状況

都市計画税は、地方税法第702条第1項の規定により、都市計画事業(市街地開発事業、街路事業、公園整備事業等)や土地区画整理事業に要する費用に充てるための目的税として課税しています。平成30年度においては、都市計画事業及び過去(平成29年度以前)に都市計画事業を実施した際に借り入れた地方債の償還等の財源としています。

(単位:千円)

区分	事業費	財源内訳				うち都市計画税
		国県支出金	地方債	その他	一般財源	
街路	85,786	9,646	70,300		5,840	269,201
公園	103,021	8,380	51,300	19,000	24,341	
下水道	552,249				552,249	
その他	162,405	36,000	119,100		7,305	
市街地開発事業	892,591	846,580	37,400		8,611	
地方債償還額	452,962				452,962	
合計	2,249,014	900,606	278,100	19,000	1,051,308	269,201